

主体と時期を記載

資料 5

広陵町の文化芸術推進基本計画（仮称）（案）

広陵町

令和4年2月

目次

第1章 はじめにー基本計画策定に当たって

- 1 基本計画策定の背景・意義（目的）
- 2 基本計画の位置づけ
- 3 基本計画の期間
- 4 基本計画の領域（対象、文化芸術の範囲）
- 5 文化芸術活動の主体
- 6 文化芸術に関する法律及び国際規約等

第2章 広陵町の文化芸術及び生涯学習をとりまく環境（現状と課題）

- 1 広陵町を取り巻く現状
 - （1）人口
 - （2）公共施設
- 2 広陵町の文化芸術の現状
 - （1）文化芸術関連施設
 - （2）生涯学習活動、町民文化芸術活動その他の活動
 - （3）文化財、自然・歴史資源
- 3 広陵町の文化芸術振興にむけての課題

第3章 広陵町の文化芸術推進の基本的考え方と理念

- 1 文化芸術推進の基本的考え方
 - （1）人権としての文化
 - （2）アームズ・レングスの原則
 - （3）アウトリーチ活動
 - （4）文化芸術の領域の拡張
 - （5）文化協働
 - （6）文化のサイクル
- 2 生涯学習及び公民館のあり方（基本的考え方）
 - （1）これからの生涯学習のあり方（公民館の役割）
 - （2）求められる公民館像
～ 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点 ～

第4章 広陵町における文化芸術推進の基本的考え方（理念と原則）

- 1 基本理念と基本原則（方針）
 - （1）基本理念
 - （2）基本原則
 - （3）施策大綱（文化芸術推進施策の体系）

第5章 広陵町の文化芸術推進の基本方向と施策

1 文化芸術推進の大綱（基本方向）と施策

- (1) 生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる
- (2) 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会・学校等、演じる場と機会）
- (3) 生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）
- (4) 文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）
- (5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文芸芸術における協働）
- (6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組みの推進

2 文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

第6章 基本計画の推進体制と進行管理

- 1 基本計画の推進体制について
- 2 基本計画の進行管理について

資料編

- (1) 広陵町の文化芸術関連施設
- (2) 広陵町の文化芸術活動（+広陵町の文化芸術の現状と課題抄 第3回委員会資料（20201006））
- (3) 広陵町の文化財
- (4) 文化芸術に関する法律及び国際規約等
- (5) 学校、福祉施設ヒアリングまとめ（要約）
- (6) 広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例
- (7) 委員
- (8) 審議経過

第1章 はじめにー基本計画策定に当たって

1 基本計画策定の背景・意義（目的）

広陵町の文化芸術活動の拠点として、昭和48年(1973年)に広陵中央公民館が開館し、さまざまな文化芸術活動が行われてきました。しかし、建築から50年近くが経過し、施設の老朽化等の課題があり、以前から改修の検討を行ってきました。

また、他の公共施設においても同様に、建築後年数が経過していることから、施設の維持や管理についての現状の把握と課題を明らかにして、公共施設が抱えるさまざまな課題への対応と、総合的な公共施設マネジメント^{*1}に関する基本計画として、平成28年(2016年)に「広陵町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

そういった中で、平成29年(2017年)8月に公民館を拠点として活動する方を中心とした「中央公民館建替を要望する会」から、町長に「広陵中央公民館の早期の建て替えに関する要望書」に要望署名一万筆を添えて提出され、同年12月1日に同会から議会に「広陵中央公民館の早期建て替えを求める請願書」が提出され、全会一致で採択されました。町としては、このことを重く受け止め、「概ね5年をめどに基本方針を決定し、その後できるだけ早期の建替をめざす」(令和元年(2019年)9月議会における町長答弁)を基本として、令和元年(2019)12月に条例に基づく会議体として、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置しました。

検討委員会の役割は、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会設置条例(令和元年12月広陵町条例第20号)第2条に定められています。

- (1) 町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性並びに地方文化芸術推進基本計画に関すること。
- (2) 町が目指すべき公民館のあり方及び建替等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が文化芸術の振興及び公民館のあり方に関し必要と認めること。

注 ※1 公共施設マネジメント 公共施設を自治体経営の視点から、総合的・統括的に管理・運営・活用する仕組み

検討委員会は、これらについて議論し、**本計画の骨格として文化芸術と生涯学習のビジョンとして取りまとめました。**

広陵町では、現在中央公民館のあり方や建替が課題として**挙**がっている一方、文化芸術政策及び生涯学習の推進についての基本的な方向が定まっておらず、長期的な政策・施策事業が立てにくい状況にあります。一方、検討委員会での議論と時期を同じくして策定が進められた広陵町自治基本条例(令和3年5月広陵町条例第1号)には「文化及び生涯学習のまちづくり」が盛り込まれており、政策の根底に文化芸術、生涯学習が**据えられました。**

このような背景を踏まえて、町民の文化芸術を享受する権利を実現するとともに、よりよい

公民館像を明らかにするための方向性(ビジョン)策定した上で、本計画の策定に向けた議論を重ねました。

広陵町自治基本条例では、文化芸術及び生涯学習の重要性に鑑み、次のように定めています。

■広陵町自治基本条例

(文化のまちづくり)

第 19 条 町は、文化芸術スポーツ活動について、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、町民一人一人が文化芸術スポーツ活動の根付く生活を営むことができる地域社会を実現するための環境整備に努めなければならない。

2 町民及び町は、文化財の重要性を認識し、その保護に努め、先人が守り育て培ってきた伝統文化を継承するよう努めなければならない。

3 文化芸術スポーツに関し必要な事項は、町長が定める。

(生涯学習のまちづくり)

第 20 条 町民は、豊かな人間性を育むとともに、町政やまちづくりに参画するための知識や考え方を学ぶため、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、生涯にわたって学習する権利を有する。

2 町長等は、町民の参画と協働を推進し、自律的なまちづくりを支援するための学習機会を提供するとともに、その活動に対して支援、その他必要な措置を講じるものとする。

3 町民及び町は、学習した成果をまちづくりに生かせるよう努めるものとする。

2 基本計画の位置づけ

本計画は、広陵町第5次総合計画を踏まえ、広陵町の文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本となる理念及び方向を示した指針であると同時に、町民(団体、事業者を含む)と行政の文化協働のあり方を示したものです。

なお、本計画は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当します。

3 基本計画の期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)とし、必要に応じて見直すものとします。

4 基本計画の領域(対象、文化芸術の範囲)

本計画の対象とする文化芸術の領域は、文化芸術振興の対象を、文化芸術基本法に例示されている活動分野を参考にして、広陵町の実情を踏まえて領域を設定します。これらの領域は、大きく市民文化と都市文化^{※2}に整理することができます。

文化芸術の範囲を、鑑賞や創造行為だけでなく広くとらえ、日常的な衣食住をはじめとする暮らしを彩るさまざまなものや行為、あるいは人が社会や歴史の中で育んできた価値観など一人ひとりのアイデンティティの核となるものも含まれます。

（市民文化）

- ・ 芸術文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊、映画など）
- ・ 市民文化（音楽、演劇、美術、文芸、写真、舞踊等市民の自主的活動など）
- ・ 民俗文化、伝承芸能など
- ・ メディア芸術文化（映画、マンガ、アニメーションなど）
- ・ 芸能
- ・ 生活文化、国民娯楽（食文化、茶道、華道、書道、囲碁、将棋、ゲームなど）

（都市文化＝まちづくり文化）

- ・ 自然、風土（山並み、丘陵、河川、池沼、田園、公園、街中の緑など）
- ・ 歴史資源、文化財（古墳、社寺、出土品など）
- ・ 街並み景観、風土景観（アメニティ）
- ・ 産業文化（文化的産業、デザインなど）

注 ※2 ここでいう「市民」文化、「都市」文化という言葉は、次の意味で使っています。「市民」は、地方公共団体としての市町村の住民という意味ではなく、近代の歴史において社会を構成する自立した個人であり、市民＝公民として公共をともに担う人という意味で使っています。「都市」とは、人口の大小の区別なく、一定の領域に集住する区域で、農村部、田園部と対比するものとして使っています。

広陵町の住民という意味で「町民」という言葉を使う場合があります。

5 文化芸術活動の主体

広陵町の文化芸術活動の主体は町民（文化芸術活動団体）です。一方で、文化としてのまちづくりにおいては行政の役割が大きく、この実現の過程では町民との協働が必要です。文化芸術活動の主体は、一人ひとりの町民はもちろん、文化活動団体、創造団体（アーティスト）、文化を支える個人及び団体、文化に参加する学校園、企業・事業者、文化芸術のプロデューサーも含まれます。また、広陵町の住民だけでなく、通勤者、通学者、広陵町を訪れる人（観光客）、広陵町に来演する人、広陵町出身者、なども含めて考えると関係人口が大きくなります。

さらに、文化芸術は市町の境界を軽々と越えて、交流し広がっていくものなので、広陵町内だけでなく、近隣の自治体にも視野を広げる必要があります。文化芸術活動においては、広域的な視点を持つ必要があります。

6 文化芸術に関する法律及び国際規約等

（１）文化芸術に関する法律

文化芸術基本法の前文では、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。」という認識のもと、従前の「文化芸術振興基本法(平成13年(2001年)12月制定)」は平成29年(2017年)に「文化芸術基本法」として改正されました。また、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」(2012年)、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」(2018年)を制定し、属性に関わりなく全ての人々が文化芸術を生きる権利があることを謳っています。

(全文を資料編に掲載しています。)

（２）国際規約

世界人権宣言(1948年)では「すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。」(第27条)とされ、また、国際人権規約(1966年)では、すべての者が「文化的な生活に参加する権利」(第15条)を認めるとしています。さらに、成人学習に関するハンブルグ宣言(1997年)においては、生涯学習の目的を「目の前に直面している自分たちの運命や社会の課題に対して、人びとや地域社会が自ら対処できる力を高めることである。」としており、今求められている視点です。

(抄録を資料編に掲載しています。)

第2章 広陵町の文化芸術及び生涯学習をとりまく環境（現状と課題）

1 広陵町を取り巻く現状

(1) 人口

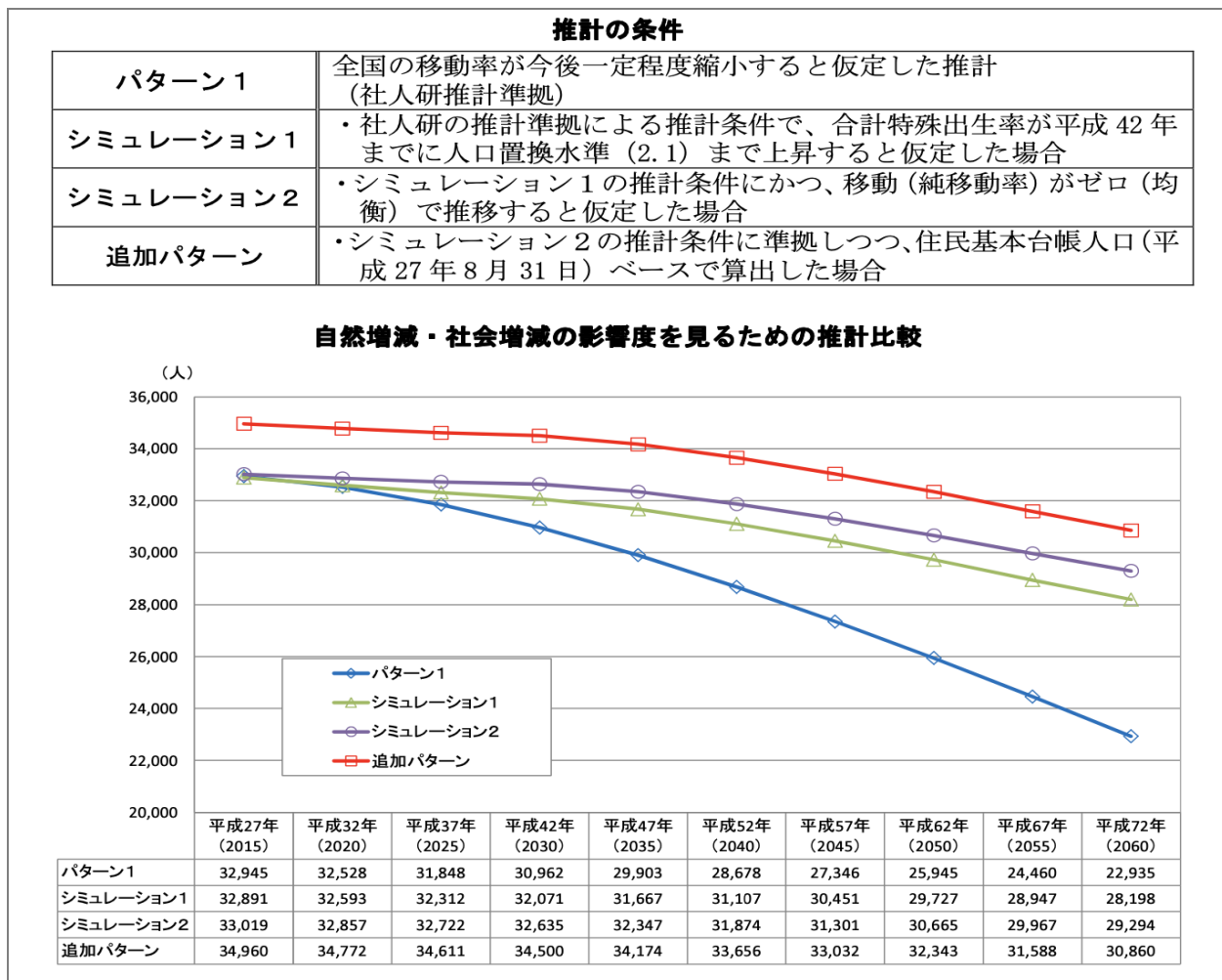
1) 総人口

広陵町の総人口は、令和2年（2020年）では35,064人で、40年後の令和42年（2060年）では30,860人となり、現在人口の約88.0%になると推計されています（平成27（2015）年度策定 広陵町人口ビジョンによる。）。これは、同じ期間の全国の人口予測の約74.1%と比べても相当安定した人口変動といえます。

2) 高齢化率

広陵町の高齢化率は、令和2年（2020年）の25.5%に対して令和42年（2060年）では29.6%となり、高齢化が進みますが、年少人口の割合もさほど低くはなく（同期間で16.0%→15.5%）、人口的には比較的安定した町といえます。

■広陵町の将来人口推計



* 広陵町人口ビジョン（平成27年度）から抜粋

※合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する指数をいう。

（２）公共施設

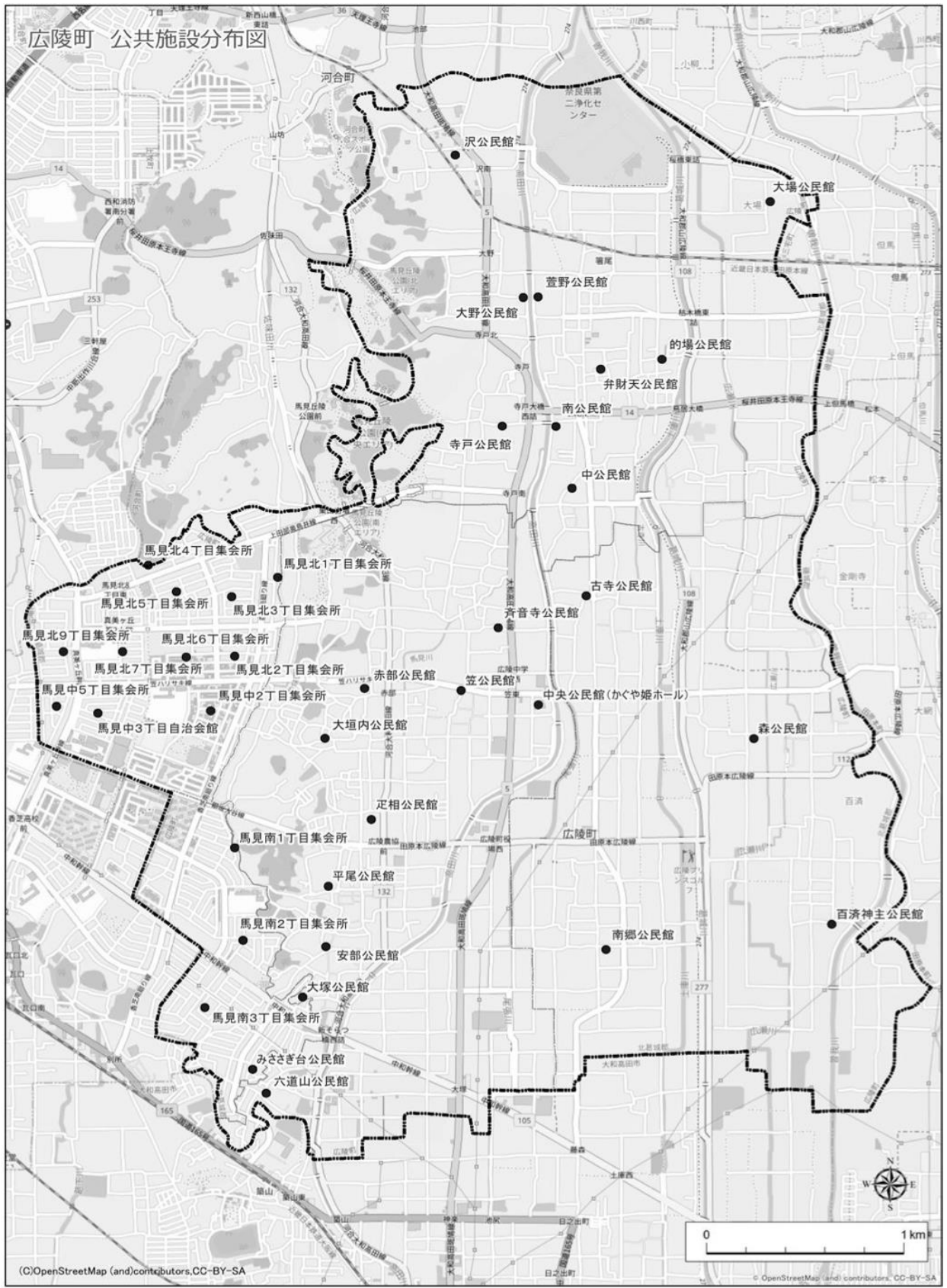
広陵町の現在の公共施設数は、96 施設（文化芸術活動・社会教育系施設は 41 施設）、延べ床面積は 118,064 m²（同 15,030 m²）あります。広陵町の人口増加に合わせ昭和 40 年代半ばから順次整備が進められてきましたが、昭和 40 年代から昭和 50 年代（1965 年から 1984 年）にかけて数多く整備された施設の老朽化、人口減少や社会ニーズの変化により、当初の施設用途に対して現状がマッチングしないなどの課題が出てきています。これに対し、計画的な長寿命化、安全・効率的な維持管理、社会情勢や住民ニーズを踏まえた公共施設再配置（再編）の推進、管理運営の効率化によるコスト削減と民間活力の導入による施設運営の最適化が検討され、今後、複合化、集約化、民間活力の導入、利用者負担の見直し等が視野に入ってきています。

■広陵町公共施設再配置（再編）計画対象施設一覧

計画の対象施設				
<ul style="list-style-type: none"> ■ 施設数 : 96 施設 ■ 延床面積 : 118,063.76 m² 				
施設分類	該当する施設	施設数	延床面積 (m ²)	%
町民文化系施設	広陵中央公民館、地区公民館(23)、地区集会所(14)	38	11,600.80	9.8
社会教育系施設	広陵町立図書館、広陵交通公園、文化財保存センター	3	3,429.00	2.9
スポーツ・レクリエーション施設	広陵中央体育館、ミニ体育館(4)、奈良県広陵健民運動場、広陵町パークゴルフ場	7	6,777.06	5.7
学校教育系施設	小学校(5)、中学校(2)、広陵町・香芝市共同中学校給食センター	8	46,852.80	39.7
子育て支援施設	保育園(3)、幼稚園(5)、認定こども園、学童保育所(7)	16	10,363.95	8.8
保健福祉施設	総合保健福祉会館（さわやかホール）、はしお元気村、広陵町ふるさと会館グリーンパレス	3	11,158.00	9.5
行政系施設	広陵町役場、消防施設（分団詰所）(4)、防災倉庫(3)	8	6,847.36	5.8
公営住宅	町営住宅(4)	4	5,085.00	4.3
供給処理施設	グリーンセンター広陵、広陵町エコセンター	2	12,413.00	10.5
公園施設	竹取公園、西谷公園、見立山公園	3	830.72	0.7
上下水道施設	真美ヶ丘配水場	1	2,016.25	1.7
その他施設	町営斎場(火葬棟、待合棟)、広陵東部地区農業研修センター	3	689.82	0.6

* 広陵町公共施設再配置（再編）計画（令和2年3月）から抜粋

■広陵町 町民文化系施設分布図



* 広陵町公共施設再配置(再編)計画(令和2年3月)から抜粋

2 広陵町の文化芸術の現状

広陵町は、奈良県の中西部に位置し、多くの古墳をはじめ豊かな歴史を持つとともに田園の緑に恵まれた町です。古くからの集落が散在するとともに、西部丘陵地帯には住宅都市が形成されています。中央公民館を中心とした文化芸術活動も活発に展開されてきました。

（1）文化芸術関連施設

1）中央公民館（かぐや姫ホール）

昭和48年(1973年)に開館し、かぐや姫ホール、調理実習室、多目的室、工作室、会議室(大・小)、研修室、和室(大・小)で構成され、広陵町文化協会や公民館育成クラブに所属するサークルが活動を活発に行っているほか、多くの町民の生涯学習活動及び文化芸術活動の拠点となっています。

2）町立図書館

平成9年(1997年)に開館し、蔵書数約23万9千冊、年間貸出数約42万冊で、多くの町民に日常的に利用されています。視聴覚室、会議室では、図書に関連した講座、展示等が行われています。

3）はしお元気村

平成9年(1997年)に開館し、令和元年(2019年)10月から指定管理者による管理が行われており、多目的ホールや会議室・和室などを各種イベントや講習会の開催に加えて貸館業務を行っています。

4）総合保健福祉会館（さわやかホール）

平成13年(2001年)に開館し、施設の1階に町の保健・福祉部門の事務室のほか、相談室2、ボランティア室、社会福祉協議会の事務室、高齢者・障がい児(発達支援センターを含む。)のデイサービス事業所(民間＝有償貸与)、レストラン(民間＝有償貸与)で構成しています。その他に保健センター機能、老人福祉センター機能、会議室で構成され、会議やイベント、文化芸術活動などや、また、ボランティア活動の拠点としても使われています。

5）ふるさと会館（グリーンパレス）

平成2年(1990年)に開館し、令和元年(2019年)10月から指定管理者による管理が行われており、1階にコワーキングスペース、事務所、地場産品展示即売所、2階に軽運動室、小規模保育施設、3階に和室(3)、料理実習室、4階に宿泊室(洋室3部屋、和室3部屋、団体宿泊室1室)、5階に大ホールで構成され、会議やイベント、文化芸術活動に使われています。

6) エコセンター

平成 22 年(2010 年)に開設し、ごみの減量化及び資源化を推進することにより、町民の環境への関心を高めるとともに、町民が自主的かつ主体的に行う環境学習や環境保全に関する実践活動を支援するために広陵町エコセンターを設置しています。

施設は、研修室・紙すき工房室・紙攪拌室・リサイクル展示コーナー等で構成し、紙すき体験などの事業を行っています。

7) 地区公民館及び集会所

広陵町には 23 の地区公民館、公民館と同様の施設として 14 の集会所があり、各地区の文化の伝承、会合やイベント等各世代間に広く利用されています。

(2) 生涯学習活動、町民文化芸術活動その他の活動

1) 中央公民館の主催事業

令和元年度(2019 年度)には下記事業が無料で開催されました。

(教室): 茶道教室、書道教室、手作りパン教室、童謡・唱歌教室等 13 教室

(講座等): 着付講座、季節の飾り物づくり等 7 講座

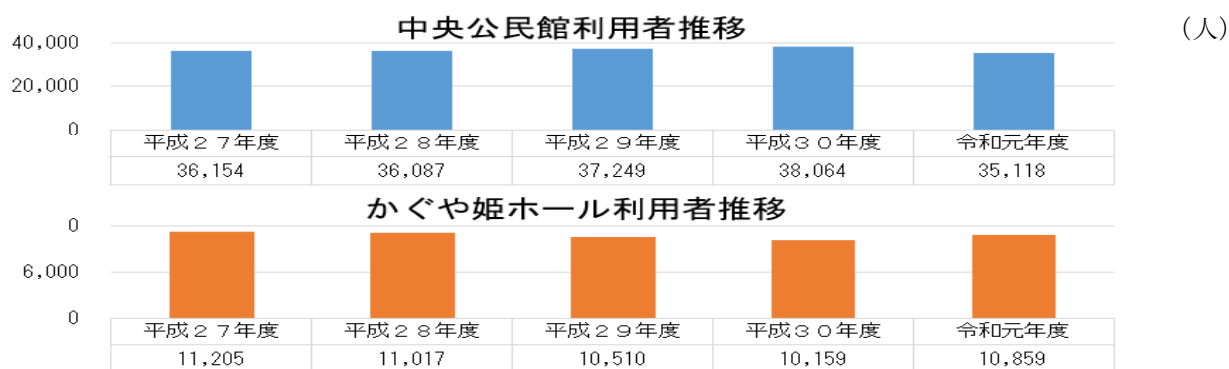
(講習会): 男の料理講習会等 2 講習会

(子ども対象事業): 子ども絵画教室、クリスマスコンサート、バードウォッチング、子ども将棋大会、親子マナー教室、手話教室等 30 事業

2) 中央公民館及びかぐや姫ホールの利用状況

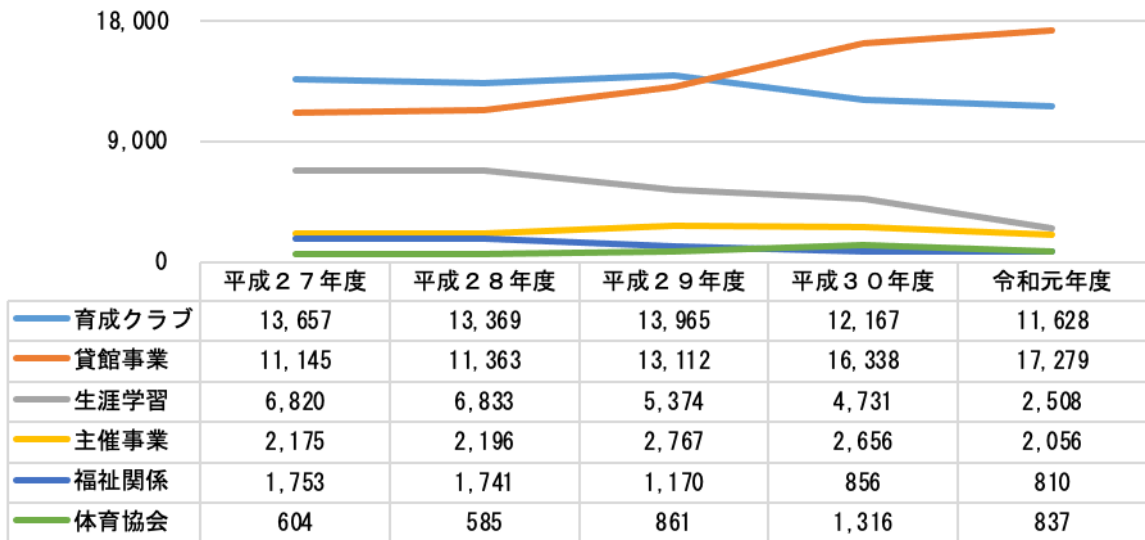
公民館主催事業・公民館育成クラブの実施のほか、公共的な利用の貸館事業を実施しており、令和元年度(2019 年度)の貸館利用は新型コロナウイルス感染症の影響がありますが、利用件数は 3,903 件、利用者(のべ人数)は 35,118 人と、前年度と比べても変化はほとんどありませんでした。かぐや姫ホールの利用についても横ばい傾向にあります。しかし、中央公民館の利用内訳を見ると、平成 27 年度と令和元年度を比較した場合、「貸館事業」が 55%、「スポーツ推進を図る体育協会(現、スポーツ協会)による室利用」が 39%増加している一方、育成クラブは微減、生涯学習(青少年健全育成、人権、社会教育団体利用等)は 63%減少しています。

■中央公民館及びかぐや姫ホール利用者推移



中央公民館調べ

■中央公民館利用の内訳（事業・団体）推移



中央公民館調べ

3) 中央公民館を核とした活動

公民館育成クラブがあり、多方面にわたる文化芸術活動を行っています。団体数は61団体、会員数は765人(令和2年度(2020年度))です。団体には、茶道、華道、日本舞踊、俳句、民謡、コーラス、カラオケ、陶芸等があり、一部は福祉施設等への訪問活動を行っています。また、広陵町文化協会は、5部門があり(絵画部、写真部、書道部、盆栽部、俳画部)、会員数94人を擁しており、総合展を3年おきに開催しています。

4) 文化祭

文化創造意識を高め、文化芸術活動の振興のため、文化の日を中心に開催(作品展示・公民館活動発表等)しています。出展者は402人、出品数は635点、活動発表は、22~23の団体が日頃の成果を発表し、来場者は1,975人(令和元年度(2019年度))で、これも前年度とほとんど変わりませんでした。内訳は、文化展覧会が58回、活動発表会が38回、近年、参加体験型教室・模擬店が5回実施されています。

5) 特徴的な参加型体験教室

平成27年度(2015年度)から事業を開始し、中央公民館と育成クラブが主催者となって、活動内容や教室・講座などを紹介したり、楽器や道具などに直接ふれたり、体験できる機会を提供する事業です。文化祭開催期間中に、尺八、日本舞踊、華道、茶道、着付、民謡、箏、詩吟、将棋、コーラス、フラダンス、陶芸などに直接参加し体験することができ、子どもから大人まで多くの方が参加されています。参加者は、令和2年(2019年)で643人です。

6) アウトリーチ活動

公民館育成クラブのいくつかの団体が、社会福祉施設へ訪問したり、尺八と琴の団体が小学校での出前授業を行っています。

7) 町内の文化芸術活動

中央公民館以外で行われているものも多数あります。たとえば、その他の公共施設や民間商業施設での作品展示(図書館展示ホール、役場町民ホール、エコール・マミ等)、地域での文化芸術教室(茶道、華道、絵画、音楽等)、また和太鼓の活動(舞太鼓あすか組、広陵金明太鼓)、落語(広陵寄席、アマチュア落語広福亭)等多くの活動が行われています。図書館では、朗読ボランティア活動、お話しの会ボランティア活動等が行われています。

8) 町内の学校における文化系部活動

文化系部活動が盛んで、中学校では吹奏楽部、合唱部、美術部などが活動しています。大和広陵高校や畿央大学でも、文化系部活動やサークルの活動が数多くあり、内容も文化芸術だけでなく、社会課題等に目を向け課題を解決しようとするものなど、多岐にわたります。

9) その他の活動

広陵町では広陵町文化財ガイドの会によるガイド活動が行われたり、広陵古文化会が発足 50 周年記念誌『ふる里の文化財をたずねて』の出版等を行い、現地探訪の指針となっています。

(3) 文化財、自然・歴史資源

1) 国指定の重要文化財、特別史跡及び登録文化財

国の重要文化財に指定された百済寺三重塔(鎌倉時代後期)や与楽寺木造十一面観音立像(奈良時代)、特別史跡の巢山古墳(古墳時代中期)、史跡に指定された乙女山古墳(古墳時代中期)、牧野古墳(古墳時代後期)、登録文化財の松本家住宅(昭和初期)があります。

2) 県指定文化財及び史跡

県指定文化財は、教行寺本堂、対面所・書院(江戸時代中期)、大福寺の板絵著色両界曼荼羅図(室町時代)、木造十一面観音立像(室町時代)、南郷の山王神社境内の石造浮彫伝弥勒菩薩座像(平安時代)、正楽寺の木造十一面観音立像(平安時代)、与楽寺の木造弘法大師座像(南北朝時代)があります。また、県指定史跡の三吉石塚古墳(古墳時代中期)があります。

3) 町指定文化財及び史跡

百済寺の本堂(江戸時代中期)、長泉寺の木造毘沙門天像(平安時代)、与楽寺の黒漆塗春日厨子(室町時代)、八坂神社のケヤキの巨樹、大垣内の立山祭、広瀬天神

社の綱打ちがあります。また、町指定の史跡の安部山古墳群(古墳時代後期)があります。

4) その他

未指定ですが、竹取物語の舞台と推定されている讃岐神社や櫛玉比女命神社の戸閉祭、八皇子神社の名替え、南郷環濠集落などがあります。

3 広陵町の文化芸術振興にむけての課題

文化芸術活動は、町民が主体となって行うものであり、広陵町においても町民の自主性・自発性のもとさまざまな活動が展開されてきました。これら町民の文化芸術活動の多くが公民館等の文化施設で行われており、中央公民館をはじめとする公共文化施設の果たす役割は今後とも大きいといえます。町は、町民の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、生涯学習の理念に基づく公民館講座をはじめとする学習機会の提供や、ネットワークづくりに取り組む必要がありますが、これまでの広陵町（行政）はこの視点がやや弱かったと言わざるを得ません。

また、中央公民館の建替・再整備（建替、複合、多機能化等をいいます。以下同じ。）に当たっては、自然・歴史資源の保全、伝承と活用、情報共有・発信、啓発の観点から、歴史資源を常時展示し、周知活用できるような歴史資料館との複合化及び公共施設等総合管理計画の考えに基づき、0歳児から高齢者までの各世代、性別に関わりなく、誰もが使いやすい多機能を有する施設のあり方の視点を持った検討が必要となります。

本計画は、こうした広陵町の文化芸術の現状を踏まえ、文化芸術推進の基礎を固めようとするものです。そのため、以下のとおり広陵町の生涯学習と文化芸術の課題を整理し、これからの取組の基本的な考え方や方針づくりにつなげました。課題の抽出に当たっては、広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会における議論、広陵町の文化芸術活動、施設の状況、文化財の実態、それと合わせて令和3年8月～9月に実施した小中学校及び社会福祉(高齢者・障がい者)施設へのアンケート/ヒアリング調査から、文化芸術推進にむけて以下のような課題が浮かび上がりました。

そして、これらの課題解決に向け、行政と町民がそれぞれ協力し、努力していく必要があります。

- 文化芸術基本法等をはじめとした文化芸術政策全般に関する知識・情報不足
- 町の政策・施策に関する情報・周知・広報不足
- アーティスト、コーディネーター等の専門家の参画を図る必要がある。
- 文化芸術のあり方に関する政策・方針の欠如
- 生涯学習、公民館等の文化施設のあり方(運営)に関する方針の欠如
- 公民館活動において、公民館の本来の意義について再認識し、町民に対しても広く周

知する必要がある。また、同時に政策・施策・事業のあり方を再考する必要がある。

- 町の文化関連施策の把握・連携が不十分(各課でバラバラに行われている。)
- 町の文化芸術施策、公民館事業に関する情報発信が弱い。
- 歴史資源、自然環境が十分活用できていない。
- まちづくりに文化芸術の視点が希薄である。
- 町民(活動団体・サークル)の、文化芸術(活動)へのニーズ把握ができていない。
- 本来の生涯学習の意義について共有しあい、行政と町民が力を合わせ課題解決に向けて取り組む必要がある。
- 活動団体間・世代間での情報交流や連携活動の機会提供ができていない。
- 団体の活動に関する情報等が団体によって公民館に掲示されているが、それ以外の情報発信が町広報だけであり、より効果的に情報発信する必要がある。
- 公民館活動及び育成クラブの取組みを、普段公民館を利用できない人(≒支え手・納税者)に還元できるよう促進する必要がある(アウトリーチ等)。
- 地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携し、地域に根ざした公民館活動の展開が求められる。

第3章 広陵町の文化芸術推進の基本的考え方と理念

1 文化芸術推進の基本的考え方

文化芸術をめぐる公共政策には、活動の歴史や社会との関りの中から生まれ、社会的に承認されてきた理念、原則、方法、留意点等があります。これらは、文化芸術の自主性・自律性を支えるもので、このことにより文化芸術はより広く、深く、多彩になっていきます。

広陵町においても、これら基本的な考え方のもと、文化芸術の振興を図る必要があります。

(1) 人権としての文化

文化の基礎は「人権としての文化権」にあり、文化芸術を享受することは全ての人の権利です。文化芸術基本法(平成29年(2017年)改正)では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」(第2条第3項)とされています。

人権とは、人間は誰でも尊厳をもって扱われ、それぞれの属性にかかわらず、人としての権利は平等に保障されることです。このための条件が不足する場合は、社会が支えるということを意味します。したがって、人々の持つ固有の文化(たとえば地域独自の文化、マイノリティの文化など)を相互に尊重し、敬意を払うべきことは言うまでもありません。

これらの文化権を実現していくためには、人々の学習(練習)する権利、創造し表現する権利、交流しコミュニケーションする権利、文化の成果を保存し継承していく権利等が確立されなければなりませんし、これらを実現できる環境を社会が整える必要があります。これは、社会(行政等)が文化芸術を支援し振興を図る根拠となります。

(2) アームズ・レングスの原則

アームズ・レングスの原則とは、文化や芸術に関して、政府(自治体を含む。)は「支援はするが口出しはしない」という国際的に確立された原則です。これは、政府と文化芸術団体・アーティストの間に一定の距離(アームズ・レングス)を保ち、文化芸術活動への恣意的かつ政治的な圧力を排除しようという考えです。この原則により、自由な発想で創造を行うことができるため、多彩かつ質の高い成果を得られることが期待されます。創造活動の内容については、社会からのみ評価されます。

(3) アウトリーチ活動

人々の中には、さまざまな条件により(たとえば、高齢である、障がいを持っている、介護等に携わっている、子育て中である、貧困である、十分な学習を受けることができなかった、劇場・美術館等から遠い、子どもである等)文化芸術にふれることができない人が大勢おられます。そのため、たとえば福祉施設、病院、学校、幼稚園、保育園、こども園、公共施設、地域など文化芸術を必要とする人のいる場所に出かけて行き、文化芸術を届ける

活動をアウトリーチといいます。

アウトリーチ活動は、SDGs の基本理念である「誰も取り残さない」にかない、社会包摂（ソーシャルインクルージョン）を図るといふ面とともに、それらの人々から多くの事を学べ、文化芸術活動をステップアップすることができるという面があります。

アウトリーチ活動とは逆に、そのような人々を劇場・ホール、美術館・博物館等に招き（移動手段の確保、廉価な料金等に配慮し）文化芸術にふれてもらったり、創造に参加・参画してもらうことをインリーチ活動といいます。

（４）文化芸術の領域の拡張

文化芸術基本法には、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては…（中略）…観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう…」(第2条第10項)とあり、また、「…芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して…」(第32条第2項)とあります。これらの条文は、文化芸術の対象・活動領域が広がり、多様な分野及び福祉や医療等の現場で大きな役割を果たすことが期待されていることを意味します。

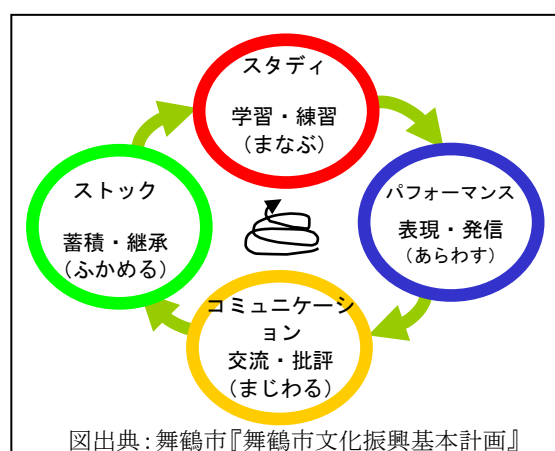
文化芸術活動は、それぞれの領域や分野を超えた活動が求められており、自ら開き、広がり、変わっていく必要があります。

（５）文化協働

多様な主体(町民、団体・事業者、行政など)が協力・連携しながら適切な役割分担のもと社会的課題に取り組み、より大きな成果(解決)を生み出すという「協働」が求められています。広陵町における文化芸術振興(文化のまちづくり)においても、その主体である町民、文化芸術団体やアーティスト、事業者、行政等が協働関係をつくることによって、それぞれの持つ力を有効に活用し、より良い成果を上げることができると考えられます。

（６）文化のサイクル

文化活動には、「学習・練習」、「表現・発信」、「交流・批評」、「蓄積・継承」の4つのステージ(段階)があり、それぞれステージが循環しながら継続的に向上していきますので、それぞれのステージにあった文化政策が必要です。たとえば、「学習・練習」段階では練習の場の提供によりステップアップを支え、その成果を「表現・発信」するステージに繋がります。また、「表現・発信」段階では、相互に「交流・批評(評価)」し合う場やメディアを用意することにより成果を「蓄積・継承」するステップへと誘発する施策が考えられます。このように、常に次のステージへ飛躍するための仕組みをつくっていく必要があります。(中川幾郎『分権時代の自治体文化政策』(平成13年(2001年))勁草書房を参考にしました。)



2 生涯学習及び公民館のあり方（基本的考え方）

中央公民館は、自分らしく生きるために学ぶ場（自己実現や趣味・教養の場）として発展してきましたが、社会とのつながり（地域や多世代との連携）が弱い側面があります。しかし、中央公民館は「公共を担う市民を育成する」ためのもの（民主主義の学校）であり、自発的に学ぶという営みを、社会のあり方を考え豊かな生活文化をつくることにつなぐ視点が必要です。また、学びの成果を社会化し、社会的課題の解決を視野に入れた生涯学習という視点が求められています。

（1）これからの生涯学習のあり方（公民館の役割）

1) 個人的学習だけではなく、集団的自律的学習の機会と場を保障する。

自発的に学ぶことによって「自己実現」することが原点ですが、社会化する視点や機会がないまま終わることも多いのが現状です。他者との関係のなかで自己形成するという視点、また、自らの思考や学習による主体形成の視点が重要です。

2) 誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに貢献する。

生涯学習の推進によって、一緒に行動することを可能とするネットワーク・規範・信頼感を醸成するとともに、違いを認め合える、誰にも開かれた「社会的なきずな」づくりに取り組みます。

3) ネットワークを広げ、「社会包摂」を進める（公民館を利用しない（できない）住民にも開かれている公民館をつくる。）。

より広く多様な人々が生涯学習のテーブルに着くことができるよう、世代・性別・職業・階層等自分と違う立場にある人々を「つなぐ」（ネットワークを広げる）ことが求められています。

4) 公民館は地域共生社会のプラットフォーム（上記（1）、（2）、（3））

学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関、福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、地域共生社会づくりに取り組むことが大切です。

（2）求められる公民館像 ～ 学ぶ・つながる・役立つ生涯学習の推進拠点 ～

1) 誰もが参加できる生涯学習と文化芸術活動の拠点としての館づくり（自発的に学ぶ人の輪を広げる）

- ・生活文化の情報受発信拠点及び交流拠点。
- ・まちのさまざまな文化活動や地域活動の情報が集まり、誰もがアクセスできること。
- ・自主活動情報が発信できること。
- ・気軽に訪れ、団らんや交流ができること。
- ・利用者が自主的・主体的に事業や運営に参画・協働できること。

2) まちづくり、地域コミュニティの活性化に役立つ

- ・暮らしに役立つ公民館活動の推進
- ・互いに学び合い交流できる。
- ・安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する。

3) 学ぶだけで終わらず、つながりを広げていく（学習の成果が社会に「役立つ」回路を拓く）

- ・グループ活動の成果を、活動に参加しない(できない)人たちに役立てる・還元する。
- ・自分たちが関心のある要求課題への対応だけでなく、社会にとって必要な課題に取り組む。

4) みんなで生涯学習を推進する

- ・生涯学習の推進によって、「社会包摂(ソーシャル・インクルージョン)」に寄与する。
- ・公民館はみんなの「文化権」「学習権」を相互に保障し合うための連携拠点、参画・協働の場。
- ・生涯学習の主体・当事者である「町民」は、生涯学習の推進という公共課題に参画する権利と役割がある。
- ・行政は、全ての人の「学習権」を保障し、文化資本や社会資本の形成につなげる役割がある。

第4章 広陵町における文化芸術推進の基本的考え方（理念と原則）

1 基本理念と基本原則

本計画は、広陵町の文化推進についてその理念と方向を示すものであり、広陵町自治基本条例の精神に基づき、文化を活かしたまちづくりを進めるに当たっての理念と基本方向を町民、行政が共有するためのものです。

豊かで活力ある広陵町をつくっていくためには、生涯学習や福祉、教育などあらゆる分野で文化のまちづくりに取り組み、文化芸術を基調とした政策を推進することとし、次のとおり基本理念と基本方向を定めます。

（1）基本理念

- ① 全ての人の「文化的に生きる権利」を保障し、町民主体の文化芸術振興を推進する。
- ② 誰もが自由に文化芸術活動に参加・参画でき、多様な主体が連携・協働することで、心豊かで活力あふれる広陵町づくりに寄与する。
- ③ 文化芸術活動の主体は町民であり、自主性・自立性・自律性をもって主体的に活動に参加する。

（2）基本原則

- ① 町民は、自主的・主体的に活動し、住民間・世代間のつながりの輪を広げる。
- ② 町は、町民の文化活動・生涯学習活動を支援し、連携・協働により機会・環境・場の整備に努める。
- ③ 今後の公共文化施設は、施設面（ハード面）では複合化及び多機能化の視点を持たせ、機能面（ソフト面）については各種施設との連携・ネットワークを進める。
- ④ 町民は、町の運営主体として財政を含め公共経営の視点を持つ。
- ⑤ 広陵町の文化芸術推進基本計画は、数値指標を導入し推進状況を評価する。

（３）施策大綱（文化芸術推進施策の基本方向）

ここで、基本理念、基本原則を踏まえ、広陵町の文化芸術推進基本計画における施策大綱(文化芸術推進施策の基本方向)を以下のように定めます。

文化芸術推進基本計画における施策大綱（基本方向）

- （１）生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる
- （２）子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）
- （３）生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）
- （４）文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）
- （５）文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）
- （６）文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

それぞれの施策大綱(基本方向)に対する施策項目体系を以下に示します。

2 広陵町文化芸術推進計画の体系

（1）生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる

- ① 文化芸術に出会う機会をつくる
- ② 文化芸術活動に参加する
- ③ 文化芸術をプロデュース(企画運営)する、文化芸術活動を支える
- ④ 文化芸術団体の連携強化
- ⑤ 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の充実
- ⑥ 生涯学習(公民館)の役割の明確化と内容の充実

（2）子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）

- ① 子どもが文化芸術に出会う機会をつくる
- ② 体験型学修の機会の提供
- ③ 若者の文化芸術活動(練習、発表)の場を提供する

（3）生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）

- ① 公共文化施設を活用する
- ② 公共文化施設の町民の文化芸術活動の場の整備と活用
- ③ 公共文化施設の管理運営方法の再検討
- ④ 公共文化施設のバリアフリー化の推進
- ⑤ 中央公民館のあり方
- ⑥ 図書館のあり方

（4）文化をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）

- ① まちづくりに自然・歴史・文化を活かす
- ② 自然環境の保全
- ③ 文化財等の活用
- ④ 福祉、医療、教育、産業等との連携

（5）文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）

- ① 文化芸術活動の担い手をつくる
- ② 文化芸術を育てるしくみづくり
- ③ 文化芸術活動のプロデューサーを育てる
- ④ 文化芸術活動に関する情報の共有と発信
- ⑤ さまざまな連携
- ⑥ 文化芸術活動における協働

（6）文化芸術による社会的課題解決への取組（社会包摂）の推進

第5章 広陵町の文化芸術推進の基本方向と施策

1 文化芸術推進の大綱（基本方向）と施策

広陵町の文化芸術推進の基本理念と基本原則に基づき、文化芸術推進施策のそれぞれの大綱別の方向は以下のように整理されます。この基本方向及び施策は、令和2年（2020年）2月からの12回にわたる「広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会」における審議、各方面への聞き取り調査、町民参加のグループインタビューや先進地視察等に基づき導き出したものです。

【主体及び時期について】

■文化芸術推進施策の担い手（主体）

それぞれの施策の方向の主な担い手として次の3者を想定しましたが、これは担い手を限定するものではありません。多様な主体が参加・参画・協働することが望まれます。

[区分]

- | | |
|---|-------------------------------------|
| 民 | 町民：町民が中心に進めるもの（個人、文化芸術団体、事業者を含む。） |
| 協 | 協働：町民と町行政が対等な立場で相互に補完及び連携・協力して進めるもの |
| 町 | 広陵町：町行政が中心に進めるもの |

◎：主たる担い手（主導者）

○：協力・連携して分担する

△：担い手となって参加する

■文化振興施策の実施・実現時期

それぞれの施策の実施・実現時期を示しましたが、これは目安として、社会状況の変化により柔軟に対応する必要があります。ただし、進捗の評価を行い、施策の推進状況を常にモニタリングし、改善していく必要があります。

[区分]

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 短 | 短期：早期（おおむね2年以内）に実施・実現すべきもの |
| 中 | 中期：おおむね3年～5年の間に実施・実現すべきもの |
| 長 | 長期：おおむね6年～10年程度あるいはそれ以上の期間に実施・実現すべきもの |

なお、以下の具体的事業について、文化芸術の主体はあくまで町民であることから、多くを「…しよう」等の呼びかけの表現としています。

（１）生涯学習・文化芸術活動に親しみ、参加し、つながる

（基本方向）

生活の質の向上を図り、生きがいを形にし、まちづくりや地域課題の解決への道筋を考える上でも、生涯にわたって学び続けることが大切です。また、文化芸術は、人々の感性や共感力・創造力を養い、自分自身の内面を表現し、他者との相互理解を促し、多様なものの見方を教えてくれ、人間が人間らしく生きるための基盤となるものです。学び、表現し、コミュニケーションを通して、人びとがつながり、より高いステージに登ることができます。

そのためにも、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等を含むすべての町民がその人の必要に応じて身近に多様な文化芸術と出会い、親しみ、楽しみ、創造する(参加する)機会・環境を整備し、気軽に参加できる体験型事業等の開催、学校や施設・地域等へ出向いて文化芸術を届ける文化の出前やアウトリーチ活動の充実、文化芸術の企画運営能力を高めるための研修など、文化芸術環境の整備に努めていきます。

また、文化芸術活動においても、相互交流が知識や技の習得、感性を磨くことに効果的であり、そのためには、人びとが集い交流できる場・施設が重要です。文化芸術、生涯学習においては、“つながる”ことで輪が広がっていきます。

① 文化芸術に出会う機会をつくる

文化芸術は、ものの新しい見方やより深いとらえ方、他者とのコミュニケーションのかたちを教えてください。誰もがこのように文化芸術に出会い、参加することを基本的権利として保障していきます。

【具体的事業】

- ・舞台芸術、展覧会など文化芸術の鑑賞の機会をつくろう。
- ・文化に出会う機会を広げよう(文化の出前、アウトリーチ活動など)。
- ・町民の文化活動の発表(舞台、展覧会など)を観に行こう。
- ・まちをアートな空間にしよう(街中でのアートの展示、アートイベントなど)。
- ・子ども、障がい者、高齢者などすべての人が文化に出会う機会をつくろう。
- ・誰もが気軽に文化芸術を自ら体験できる機会をつくろう。

民	協	町	時
	◎	○	短
	◎		短
◎			短
	◎		中
	◎		短
◎		○	短

② 文化芸術活動に参加する

表現、創作、練習・稽古、学習、批評、企画運営(プロデュース)、そしてそれらを鑑賞をしたり、応援することも文化芸術活動です。文化芸術活動は非常に幅が広く、参加の方法も多様・多彩で、誰もがそれぞれに応じたかたちで関わることができ、活動に参加することによって、文化芸術は自分たちのものとなります。「参加」を幅広くとらえるとともに、すべての町民に開かれていることが望まれます。

【具体的事業】

- ・文化団体・サークルに加入し、文化芸術活動に参加しよう。
- ・舞台芸術、展覧会など文化芸術の公演を観に行こう、聴きに行こう。
- ・発表の場をつくろう(ホール以外にもあらゆるところを舞台に)。
- ・広陵町を舞台とした芸術作品をつくろう。

民	協	町	時
◎			短
◎			短
◎		○	短
	◎		長

③ 文化芸術をプロデュース（企画運営）する、文化芸術活動を支える

文化芸術イベントをプロデュース(企画運営)したり、いろいろなジャンルの活動を組み合わせる、文化をまちづくりに活かす、町民や団体がつながる機会を仕掛ける。あるいは、教育、福祉、医療等の分野にも文化芸術の視点を持ち込む。こうしたことを町民が中心となってプロデュースすることが重要です。

文化芸術は表現する者と鑑賞する者の関係だけで成り立つものではありません。これらの間をつなぎ、理解を促進していくことも大切ですし、文化芸術に関心を持つ人々を増やす努力も必要です。文化芸術を支えるという形での参加も大切な要素です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・文化芸術を自分たちでプロデュースしよう(企画から上演・展示まで)。	◎			中
・文化芸術をプロデュースする組織を応援しよう(文化芸術の中間支援組織をつくり、支援する)。	◎		○	中
・文化芸術プロデューサー、キュレーター(学芸員)を育てよう。			◎	長中
・文化芸術を楽しむ組織をつくろう。	◎			中

④ 文化芸術団体の連携強化

文化協会、公民館育成クラブをはじめとする文化芸術団体・サークルは、文化芸術仲間が集まり、創造や相互に研鑽し合う場となり、また、町民が文化芸術とふれあう機会をつくるなど大きな役割を果たしています。文化芸術団体が相互にも連携・協力し合うことでより成果をあげることが期待されます。

【具体的事業】	民	協	町	時
・文化芸術関係団体が活動・事業、課題、今後行いたいこと等について語り合う協議会をつくろう。	◎			中
・ジャンルを超えて団体が連携して、新たな創造を志向しよう。	◎			中
・団体が協働して、発表の場をつくろう。	◎			中

⑤ 子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等の文化芸術活動の充実

平成30年(2018年)施行の『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)』の基本理念の一つである「地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。」に基づき、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等で、文化芸術活動に参加する条件が整っているとは言えない人びとに対して、参加環境を整えるとともに(表現方法の多様化を可能にする、ユニバーサルデザインに基づく施設整備等)、文化芸術を通してすべての町民とつながり、社会的な参加が可能となるよう、鑑賞機会、創造、学びの機会・場の拡充に取り組みます。

【具体的事業】	民	協	町	時
・学校等で、文化芸術の鑑賞や体験、創造の機会をつくります。			◎	短
・子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等が参加（表現、創造、鑑賞など）できる文化芸術のかたちを検討しよう。		◎		中
・文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進します。			◎	中

⑥ 生涯学習及び（中央）公民館の役割の明確化と内容の充実

生涯学習は、生活の質の向上を図り、生きがいを形にし、まちづくりや地域課題の解決への道筋を考える上でも重要な役割を持っています。教室・講座においても、要求課題だけではなく、地域社会における課題すなわち“必要課題”についても学ぶ機会を設けるなど、住民に役に立つ学習とする必要があります。

生涯学習の核である（中央）公民館は、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点となります。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献していく必要があります。

今後は、個人の学びからネットワーク形成に、学習の成果を社会に「還元する＝役立つ」流れをつくるのが重要です。また、活動に参加しない（できない）人たちにも役立つ場として意味を持たせ、「頼りになる」拠点施設としていくことも重要です。活動の成果を地域に還元する生涯学習の推進によって、「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための拠点ともなるものです。

【具体的事業】	民	協	町	時
・広陵町の生涯学習の理念に基づく公民館運営の基本方針を町民の参画で策定しよう。		◎		短
・現在の教室・講座を見直し、現在の地域社会のニーズに対応した企画を立てよう。		◎	◎	中
・公民館を、生涯学習だけでなく、地域の自治活動、まちづくり活動の拠点にしよう。		◎		中

【生涯学習・文化芸術活動に係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
町民の文化芸術関連発表会参加者数(延べ)	2,000人	2,500人	3,000人
町民参加型の取組によってつながりが生まれた取組やグループの数	2	5	10
公民館での必要課題講座を受講した満足度	65%	75%	85%

（２） 子ども・若者の文化芸術の充実（鑑賞機会-学校等、演じる場と機会）

（基本方向）

文化芸術は、子どもや若者（おおむね中学生から20歳代半ばまで）にとって豊かな心や感性、共感力、創造性やコミュニケーション能力を育むための基礎となるものです。また、幼い頃から文化芸術に触れ、鑑賞し、参加することは、人生の奥深さを垣間見せてくれるものとして、生き方についての示唆や支えを与えてくれます。

こうしたことから、すべての子どもについては、まずは本物の文化芸術に触れることから始まり、それらを身体で感じ、自分でやってみて、何かを創り出す糸口を提供することが大切です。このため、子どもが、さまざまな機会を通して文化芸術に触れる環境をつくっていきます。

若者に対しては、若者がさまざまな形で主役を演じられるような機会や場を仕掛けて、自然に自主的な文化芸術活動を行える環境をつくり、将来的には、広陵町に限らずアートシーンの担い手として育つことを期待します。また、若者にとって、文化芸術に触れることは、他者との出会いの機会となります。他者との対話を通して自分自身を磨き上げていくことができます。自主的な活動を通してこそ自分自身を発見していくこととなります。

① 子どもが文化芸術に触れる機会をつくる

子どもの時から文化芸術に触れておくと、成長してから感受性や共感力が豊かになると言われています。なかでも、小・中学校、幼稚園、こども園及び保育園（以下「学校等」といいます。）は、子どもたちの学習・保育の場であるとともに、最初に文化芸術に触れる機会ともなります。多様な文化芸術や伝統文化に触れる機会を充実させるため、学校等と町の連携のもと、アーティストや町内の文化団体の指導者等によるアウトリーチ活動や体験型事業の充実に努めていきます。

【具体的事業】

- ・学校等で、文化芸術の鑑賞や体験、創造の機会をつくります。（再掲）
- ・0歳からの幼児が文化芸術に触れる機会を提供します（幼児検診等の機会の活用（ミーツアート事業、ブックスタート事業など））。
- ・学校等に対するアウトリーチ活動、情報交流を推進します。
- ・学校教育における文化芸術の出前授業、クラブ活動に対する地域の文化芸術団体による支援を推進します。
- ~~・小・中学校の文化芸術鑑賞の機会を確保します。~~
- ・学校等で子どもたちが文化芸術に触れる機会を創出したりアーティスト等と学校をつないだりするコーディネーターを育成します。

民	協	町	時
		◎	短
		◎	中
	◎		短
	◎		短
		◎	短
	◎		中

重複

② 体験型学習の機会の提供

子どもにとって文化芸術の受け身の鑑賞だけでは興味や理解が進まないことがあります。可能なら、楽器を演奏したり、劇を演じたり、絵を描いたり粘土で塑像を作ってみたりする体験が文化芸術の楽しさを自覚させ、創造への意欲を引き出します。さまざまな機会を通して、プロフェッショナルなアーティスト、学校等の教諭や保育士、町内の文化芸術団体のリーダー等との協働による体験型学習の機会を提供していきます。

【具体的事業】

- ・学校等での、体験型学習を推進します。
- ・小・中学校での体験型文化芸術ワークショップの実施を進めます。

民	協	町	時
	◎	◎	短
	◎	◎	短

③ 若者の文化芸術活動（練習、発表）の場を提供する

若者（おおむね中学生から20歳代半ばまで）は、学校のクラブ活動やサークル活動に参加していなければ、個人で文化芸術活動（練習、発表）を行う場や機会、そして他の人との交流が行える機会が限定されています。

こうしたことから、若者が気軽に文化芸術活動を行えたり、交流のできる場を設けることが求められます。この場の運営やその発表に関しても若者に自主的、自律的に運営し、活動できるようサポートする姿勢が必要です。

【具体的事業】

- ・若者が気軽に利用できる文化芸術活動の場を用意します。
- ・若者の自主的なアートイベントを応援します。

民	協	町	時
	◎	○	中
○		◎	中

【子ども・若者の文化芸術の充実に係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
0歳からの幼児に対するミーツアート事業の実施状況	0回	4回	6回
小・中学校での文化芸術鑑賞機会数(年間)	7回	12回	14回
文化芸術活動の場における若者の利用度	5%	10%	15%

（３）生涯学習・文化芸術活動の拠点（場・プラットフォーム）をつくる（町民に必要とされる公共文化施設へ）

（基本方向）

公共文化施設は、文化芸術活動、生涯学習の場として大きな役割を担っています。広陵町においても、中央公民館（かぐや姫ホール）、グリーンパレス、図書館、はしお元気村等があり、文化芸術活動、生涯学習活動、各種イベント、教室・講座、会議等で活用されています。また地区公民館や集会所は地域コミュニティ活動の場として利用されています。

このような場は、文化芸術活動等だけでなく、普段から町民が集い交流できる場所であることも大切です。顔と顔を合わせて会話ができ、情報交換や学習研究にも役立つことが求められており、こうした過程を通して町民同士のつながり・ネットワークが深まっています。

特に中央公民館は、生涯学習・社会教育機関としての重要な役割があり、地域社会のプラットフォームとして、学び、つながり、暮らしに役立つ生涯学習の推進拠点として、学校・社会教育機関・福祉施設、地域や住民活動との連携・協働を図り、文化芸術活動を行ったり、よりよい地域社会づくりに取り組む拠点です。また、誰もが学習に参加できる場、まちづくり、地域コミュニティの活性化の拠点として安心して暮らせる地域社会づくりに貢献します。

学びからネットワーク形成に、学習の成果を社会に「還元する＝役立つ」流れをつくることが重要です。また、活動に参加しない（できない）人たちにも役立つ場として意味を持たせ、「頼りになる」場所・施設としていくことも重要です。活動の成果を地域に還元する生涯学習の推進によって、「社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）」に取り組む場、みんなのための「学習権」をみんなで保障し合うための拠点ともなるものです。（再掲）

この意味からも、公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、実施していく責務が求められます。

しかしながら、施設によっては設置から年月が経過し、バリアフリー対応の不備、施設・設備の劣化や現在の法令に合致しない部分も存在しており、これらへの対応が迫られています。

施設の建設、維持管理には多大な費用が必要となることもあり、必要な機能や規模など町民のニーズや財政状況等を多角的に勘案した上で、更新等の計画に取り組む必要があります。最も大切なことは、施設で町民が何をするか、できるかです。今後は、生涯学習及び文化芸術推進の理念に基づいた活動を展開するために必要な施設であることが求められます。

また、今後の施設の整備はもちろん、管理・運営に当たっては、広陵町自治基本条例（令和3年5月広陵町条例第1号）の理念に基づき、町民参画・協働を視野に入れて進めていく必要があります。さらに、適正な使用料負担や利用方法についても議論していく必要もあります。

① 公共文化施設を活用する

公共文化施設は、(1)、(2)を実現させる拠点であるとともに、町民の文化芸術活動の場として、その能力を最大限発揮できるよう、町民・文化芸術団体・行政が協働して効果的に活用していきます。図書館は町民の情報拠点としてだけでなく、まちづくり課題や起業等について学ぶ場となる必要があります。

ます。公民館は生涯にわたる学習の場として有効に機能する必要があります。また、他の公共施設や民間施設の利活用についても検討していきます。

【具体的事業】	民	協	町	時
・既存の公共文化施設をもっと使おう。	◎			短
・多様な場・施設の有効活用(複合利用、多面的利用)を進めます。			◎	短
・子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等、文化芸術を必要とする人をつなぐ場づくりを進めます。		◎	◎	中
・文化施設で文化芸術の仕組みを学ぼう(舞台、照明、音響、企画等)。	△		◎	中
・文化施設をネットワークしよう(相互の有効活用、官民の施設の連携、町外の施設の相互利用など)。			◎	中
・町民参加で、文化施設に人を呼び込もう。	○	◎	○	中
・文化施設のバリアフリー化を推進します。(再掲)			◎	中
・文化施設へ行きやすくします(高齢者、障がい者、自動車を利用しない人等への対応)。			◎	中
・地区公民館や地区集会所の新たな位置づけ及び活用法を地域住民と共に考えていきます。		◎		中
・若者向けの音楽やダンス等ができる空間を用意します。	◎		○	中

② 公共文化施設の町民の文化芸術活動の場の整備と活用

公共文化施設は、町民の文化芸術活動の場として有効に活用されています。中央公民館では、育成クラブ参加団体が活発な活動を行っています。このような場があることで、活動の継続性が担保され、新たな参加希望者も問合せや見学等を気軽にできるようにします。町内の公共文化施設は、既存の団体、新たに活動を始めた個人や団体を含めて、使いやすい、開かれた施設である必要があります。

【具体的事業】	民	協	町	時
・公共文化施設が使いやすいか点検し、改善します。		◎	◎	短
・公共文化施設が、公平に利用できるよう運用ルールを見直します。	△		◎	短
・公共文化施設の利用情報を共有し、効率的に利用できるようにします。	○		◎	中

③ 公共文化施設の管理運営方法の再検討

公共文化施設は、現在は町の直営あるいは指定管理者制度を導入して管理運営が行われています。文化芸術活動の主体は町民であることから、公共文化施設の管理運営に町民あるいは町民による文化芸術活動団体が何らかの形で関わっていくことも求められます。将来的には町民の団体が何らかのかたちで管理運営を担うなど、行政との協働のあり方を検討していく必要があります。

【具体的事業】	民	協	町	時
・町民は、公民館運営に運営委員として関わろう。	◎		○	短
・公共文化施設の管理運営方法を町民と考えていきます。		◎	◎	中
・施設のスタッフを支えるボランティアとして管理運営に参加しよう。	△	◎	○	中

④ 公共文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進

町民の高齢化が進み、また障がい者や子育て中の保護者、介護当事者等が増える中、公共文化施設は誰もが自由に障壁なく利用できるように施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を進めます。身体的な障壁をなくすことだけでなく、心のバリアフリー化も促進することが大切です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・文化施設のユニバーサルデザイン化、バリアフリー化を推進しよう。（再掲）			◎	中 中
・誰もが使いやすい文化施設にしよう（ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化）。	○		◎	短
・利用者、管理者に対し、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等が気兼ねなく利用できる施設とするための学習会を実施します。	△		◎	

⑤ 中央公民館のあり方

中央公民館は、館主催の生涯学習に係る教室・講座等を数多く実施しています。また、育成クラブ参加団体をはじめとして多くの団体、個人の学習活動や文化芸術活動に活用されています。

今後、中央公民館は、町の生涯学習・文化芸術の拠点としての役割を持つと共に、地区公民館・集会所等の施設のネットワークのハブ機能も持つ必要があります。その意味で、普段から町民が集い交流できる場所、すなわち、地域社会の交流拠点（地域のプラットフォーム）となることが期待されます。また、町民が地域社会の課題について、学び、解決に取り組むことを支援する機関、誰も取り残さない学習の場であることも期待されます。これらの意味からも、中央公民館は単なる活動場所の提供にとどまらず、積極的に学習プランを提示し、また、アウトリーチ活動を実施していく責務が求められます。（一部再掲）

さらに、中央公民館を自分たちのものとするために、町民がさまざまな形で主体的に参加できる機会を設ける等、自治基本条例に基づく、参加・参画・協働型の運営を進めていく必要があります。町民が意見を言える場として公民館運営審議会を活性化します。

【具体的事業】	民	協	町	時
・地域のプラットフォームとしての新たな公民館像を作り上げます。		◎	◎	短
・町民及び町職員が生涯学習の理念を学習する機会を設けます。	△		◎	短
・地域課題に関する学習など、社会へ目を向けた講座等を開発するとともに、新たな団体が生まれる活動を支援します。			◎	中
・文化芸術活動を地域に展開するアウトリーチ活動の拠点とします。	○		◎	短
・これまで公民館を核に活動してきた団体・個人の文化芸術活動がス		◎		中

<p>テージアップできるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、あまり公民館を使ってこなかった、使えなかった人びとが使ってもらえるよう、学習やイベント等に工夫を凝らします。 生涯学習活動団体、文化芸術活動団体が、自ら情報発信することを支援します。 生涯学習、文化芸術活動をプロデュースする人材を育成します。 町民が中央公民館の運営（音響、照明、舞台等の作業を含む。）に参加・参画できる仕組みを導入します。 広陵町公民館条例（昭和45年4月広陵町条例第6号）第5条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条の規定により設置された広陵町公民館運営審議会を活性化します。 	○		◎	短
	○		◎	短
	○		◎	中
	○		◎	中
	△		◎	短

⑥ 図書館のあり方

図書館は、地域の情報拠点であるだけでなく、さまざまな課題に対して、それを学ぶ機会をすべての人に保障し、人びとの自立と自律した判断を涵養する、民主主義の砦です。「真理がわれらを自由にするという確信に立つて、憲法の誓約する日本の民主化と世界平和とに寄与することを使命として、ここに設立される。」と国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）の前文にあります。

また、図書館は、町民だれもが本を読みながらゆったりと自分を省みることができる「市民に取ってのもうひとつのリビングルーム（菅谷明子『未来をつくる図書館』より）」でもあります。図書館にやって来て、本だけでなく、音楽や絵画、さまざまなイベントなどを通して、自分自身の感性を自由に養うことのできる場でもあります。また、ビジネスを立ち上げたい人、町政について知りたい人、芸術を学びたい人、海外でボランティア活動をしたい人など幅広いニーズに応じていく役割も持っています。さらに、「あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。」（ユネスコ公共図書館宣言（1994年））とあるように、他の公共文化施設と連携して、文化の多様性に光を当てることもできます。

また、数多くの社会課題や生活課題等の解決を行うための資料を所蔵しており、これらの資料の活用し、学習会等も期待されます。

広陵町の図書館は、来館者、貸出点数も多く、また、図書に関する多様なイベント等や読み聞かせ等、町民有志による団体の活動も展開されており、広く町民に親しまれています。今後は、さらなる活用と幅広い役割を念頭に置きながら公共図書館の理念に基づきその役割を果たしていきます。

【具体的事業】

	民	協	町	時
・図書やその他のメディアを広く町民が活用できるように提供します。			◎	短
・ブックスタート事業など、子どもの頃から本に親しむ環境をつくります。	○		◎	短
・図書館を「使った」さまざまな読書活動、文化芸術活動が生まれるよう支援します。	○	○	◎	短
・図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項に基づく図書館協議会を設置し、多様なニーズを把握するとともに、ユネスコ公共図書館宣言（1994年）、図書館の自由に関する宣言（1954年採択、1979年改訂）等に基づく運営を図ります。	△		◎	短

【生涯学習・文化芸術活動の拠点に係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
公共文化施設を利用する町民の数(のべ/年)	45,000人	55,000人	80,000人
中央公民館から新たに生まれたサークル・団体数	5	10	20
図書館講座やイベント等の満足度 (「満足」と回答した割合)	90% (42.8%)	92% (55%)	95% (70%)

(4) 文化芸術をまちづくりに活かす（自然、歴史、町並み、景観等）

(基本方向)

自然や歴史資源、豊かな田園風景や古くからの町並み景観、近代の産業資源、さらには広陵町特産の農作物等の食文化等、広陵町固有の文化的資源・遺産は、まちづくりを進めていく上で町の魅力を高めていきます。

文化芸術と産業も密接な関係があり、たとえば靴下のような地場産業は、経済的に地域を支えてきただけでなく、デザインを重視する産業として全国を対象に展開してきました。商品の企画やデザイン、包装、PR等にも文化性芸術性が色濃く反映しています。このような文化芸術を基盤とする産業の振興も、まちづくりの重要な部分です。

また、広陵町は古墳群や社寺建築、仏像等非常に豊かな歴史・文化財を有しています。これらをさらに調査・研究し、周知・活用して教育や観光等まちづくりに活かしていくことが、文化財保全にもつながります。

まちづくりの大きな領域に、医療や福祉、教育があります。特に医療・福祉分野に文化芸術固有の力（コミュニケーション力や表現力など）を活かして、それぞれの分野での困り事の解消の一役を担うことが期待できます。誰もが安心して安全に暮らせる町としていくために、誰も取り残さない町としていくためにも、文化芸術の果たす役割は大きいといえます。

① まちづくりに自然・歴史・文化を活かす

まちの風景や町並み、歴史資産の集積は、長い時間をかけて人びとがストックしてきた文化そのものです。美しい景観は住民の誇りで、アイデンティティの拠り所ともなります。これらの良質な自然・歴史ストックは、未来の住民のものでもあり、可能な限り生活の中で保全していく必要があります。美しいまち、歴史資産の豊かなまちは、住む人にも訪れる人にも魅力あるまちとなります。

【具体的事業】

- ・広陵町らしい風景・景観を守り、育てよう。
- ・文化芸術のまちづくりを、みんなですすめよう。
- ・まちの文化を活かした町並みを考えよう(官民のロードサイド施設等)。
- ・ユニバーサルデザインに基づいた、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを進めよう。
- ・住み続けたい魅力的なまちをつくらう。

民	協	町	時
	◎		長
	◎		中
	◎		長
	◎		長
◎		◎	長

・新たな地域ブランドを編集し（ストーリー化して）、発信しよう。

	◎		長
--	---	--	---

② 自然環境の保全

広陵町には豊かな自然が多く残っています。自然環境は、人の営みが創り出し、保ってきたものでもあります。これら自然環境は地域の魅力を高める資源であるとともに、住民の心を癒すものであることから、積極的に保全・再生を図る必要があります。また、歴史資産と組み合わせ、観光資源としても有効活用が図れます。

【具体的事業】

- ・豊かな自然を保全・再生・活用しよう。
- ・自然環境保全活動に携わる団体を支援し、活動に参加しよう。
- ・自然環境保全のための仕組み(制度)を作ろう。

民	協	町	時
	◎		中
◎			中
		◎	長

③ 文化財等の活用

文化財は、地域の歴史を凝縮したものや無形文化財として人びとの根となる行いとして、現代人の精神的礎です。また、文化財や伝統行事・芸能等の地域資源を理解し継承していくことは、地域への愛着を涵養し、観光資源ともなるものです。ただ、伝統行事・芸能は後継者が不足し、継承に懸念があります。幅広い参加を求めて、情報を発信しつつ、後世に保存・継承していくことが大切です。

【具体的事業】

- ・歴史資源の重要性の認識し、再生・保全に努め、継承と活用、情報共有・発信、啓発を推進する。
- ・無形文化財(地域の伝統芸能や行事)を学校等で学ぶ機会を設けよう。
- ・地域の伝統芸能や行事などを多様なメディアで記録を残していこう。
- ・歴史資源を周知活用するとともに、常時展示できるような場を設けよう。

民	協	町	時
		◎	中
△		◎	中
	◎		長
		◎	長

④ 福祉、医療、教育、観光、産業等との連携

まちづくりの大きな分野である福祉、医療、教育、観光、産業分野に文化芸術固有の力(コミュニケーション力や表現力など)を活かして、それぞれの分野での課題解決やイノベーションに役立つことが期待できます。文化芸術施策や活動団体は、まちづくりの幅広い分野で文化芸術が必要とされる各分野が相互に情報共有や連携・協力を行う必要があります。

【具体的事業】

- ・病院等の医療現場で、文化芸術で患者・医療関係者を癒す活動をしよう。
- ・福祉や医療、教育等の現場で文化芸術活動を通して生活の質の向上(課題解決)に取り組もう。
- ・医療施設、福祉施設等、文化芸術へのアクセスに制約のある場へ、文化芸術を届けるアウトリーチ活動に取り組もう。

民	協	町	時
◎		◎	中
◎		◎	中
◎		◎	中

【文化をまちづくりに活かすに係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
福祉、医療、教育、産業等との連携団体数	5	10	20
福祉、医療現場をはじめとする場所へのアウトリーチ活動数	1	10	20

(5) 文化芸術が育つしくみをつくる（人材づくりと文化芸術マネジメント、文化芸術における協働）

（基本方向）

広陵町の文化芸術活動は主として広陵町民により担われ、支えられます。若い人から高齢者まで、幅広い参加により活動は活性化しますが、ともすれば活動への参加者の高齢化が進み、世代間の継承に問題がないとは言えません。また、未だ文化芸術活動に参加する人は限られています。加えて、参加意向を持ちながら諸事情で参加が困難な人も多いと考えられます。こうした潜在的な参加者を顕在化させ、多種多様な手段・手法を駆使して参加を実現していく必要があります。また、そういういわばプロデュース機能を担う人材の開発も必要です。これまで文化芸術とあまり縁のなかった人びとに参加を働きかけ、すそ野を広げることによって、文化芸術の幅を広げるとともに質を高め、活性化します。

また、文化芸術活動を企画し運営するためのマネジメント機能、文化芸術と地域や学校・福祉・医療施設等あるいは町民とを結ぶコーディネーター機能、さらには、子ども、若者、高齢者、障がい者、外国籍の人等に文化芸術との接点をつくり、享受・創造に参加できる機会を創出する機能等、多面的な人材が必要です。外部人材の活用、町内部での育成も検討し、このような文化芸術を支える担い手が育ち、活躍できる土壌の整備に務める必要があります。

また、本計画に盛り込まれた施策、指標等は、定期的にその進捗状況を、町民や文化団体との協働により点検・評価していく必要があります。

さらに、広陵町の文化芸術施策の推進を確かなものにしていくために、今後（仮称）広陵町文化芸術基本条例を制定するとともに施策の進行管理を担う（仮称）広陵町文化芸術推進会議を設置するなど、総合的・長期的視野に立った自治事務として位置付けていく必要があります。

① 文化芸術活動の担い手をつくる

文化芸術活動を地域に根付かせ、多彩な展開を図るためには、町民の中から担い手（個人、団体）が生まれてくるのが大切です。担い手を育てるためには指導者や専門家の養成なども必要です。また、将来の担い手としての子どもたちが文化芸術に親しみ、参加する機会を用意し、心豊かに成長できる環境づくりも必要です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・文化芸術活動の担い手を育てる取組を進めます。	△	◎	◎	長
・民間で自主的自立的に行われている文化芸術活動を支援し、連携・協働して事業展開の可能性を追求します。	◎	◎	○	中
・子ども、若者が文化芸術に触れる機会をつくる(再掲)。			◎	短
・子どもたちに伝統芸能・民俗行事を伝承していこう。	◎		◎	長
・文化団体は担い手を積極的に育てよう。	◎			短
・公民館で、人材を育てる仕組みを構築します。	△		◎	中

② 文化芸術を育てるしくみづくり

文化芸術を育てるしくみづくりが必要です。町は、町民の文化芸術活動を支援するための施策を推進します。また、文化芸術活動の主体は町民であることから、町民自らが自主的・主体的に文化芸術活動を行い、相互に支援し支え合うことが大切です。

【具体的事業】	民	協	町	時
・町は文化芸術活動推進への公募型補助金等のしくみをつくる。			◎	中
・公民館は文化芸術活動の場として有効に活用できるようにする。			◎	短
・広陵町の中で文化芸術に貢献した人を誉め讃えよう。	△	◎	△	中
・文化について学ぶ機会をつくろう(ワークショップ、講座への参加など)。	△	◎	○	中
・文化を見る目を養おう(互いに活動を評価しよう)。	◎			中
・プロフェッショナルをめざす人材を応援しよう(奨学金、応援等)。		◎		中

③ 文化芸術活動のプロデューサーを育てる

文化芸術活動を企画し運営するためのマネジメント機能、文化芸術と地域や学校・福祉医療施設等あるいは町民とを結び参加や理解を促進したりアートとの出会いを仕掛けたり、さらには、高齢者や障がい者、困難を抱えた人びとに文化芸術との接点をつくり、享受・創造に参加できる機会を創出する人材など、多面的な人材育成が必要です。

これらは一定の専門性が必要であり、外部人材を適切に導入することから始め、将来的にはそのような人材を町全体で育てることも検討します。このような文化芸術を支える担い手が育ち、活躍できる土壌の整備に務めます。このため、まずは文化行政担当者、公民館職員等の育成のため、各種研修機会等への積極的な参加と独自のアートマネジメント研修会等を開催し、プロデューサー人材育成に取り組めます。

【具体的事業】	民	協	町	時
・学校等、福祉、医療の現場へ文化芸術を届けたり、適切な活動を企画・提案したりするコーディネーターを育成し、派遣します。		◎	◎	中
・文化芸術・生涯学習のプロデューサー・コーディネーターが活動できる環境・場づくりを進めよう。		◎		長

- ・町全体で、生涯学習・文化芸術プロデューサーを育てよう。
- ・広陵町においてアートマネジメント研修会等を開催します。

	◎		長 中
--	---	--	--------

④ 文化芸術活動に関する情報の共有と発信

町は、文化芸術活動に関する情報を集約し、誰でも何時でも手に入れることができる仕組みを構築します。また、活動団体は自分たちの活動内容等を自ら発信し、町民に伝えることができる仕組みを構築します。

【具体的事業】

- ・文化芸術情報発信機能を充実させよう(さまざまなツールの利活用)。
- ・民間で、文化情報を集約する拠点をつくろう。
- ・図書館や公民館、博物館相当の施設を活用して、町や文化芸術に関する情報をストックし、発信しよう。
- ・広陵町らしさを、適切なメディアを通じて発信しよう。

民	協	町	時
	◎		中
◎			中 短
		◎	短
	◎		中

⑤ さまざまな連携

文化芸術活動を推進するためには、さまざまな分野の主体(団体、個人、施設、アーティスト、プロデューサー)と行政が連携して取り組むことが効果的です。そこで、関係者が交流したり情報交換できるプラットフォームやネットワークの構築を進めます。

【具体的事業】

- ・文化芸術活動団体どうしの連携を図る。
- ・文化芸術に関して、大学、高校、小・中学校、幼稚園、子ども園、保育園等との連携を図り、相互支援や共同事業に取り組もう。
- ・文化芸術を推進するネットワークを構築しよう。

民	協	町	時
◎			短
	◎	◎	中
◎			中

⑥ 文化芸術活動における協働

町民と行政が対等な関係性を保ち、協力・連携しながら適切な役割分担のもとに、文化芸術の効果を最大限に活かすという共通の目標に向かって施策を進めていきます。また、活動において利用する施設や場等の管理運営において、行政との協働のかたちで深く関わっていくことが必要となる場合があります。

【具体的事業】

- ・町民は、公民館運営に運営委員として関わろう。
- ・担い手が減りつつある伝統文化の継承者育成を支援します。
- ・文化芸術推進施策に町民も参画し、支援しよう。

民	協	町	時
◎		○	短
	◎		長
◎			短

⑦ 行政の役割

広陵町の文化芸術推進に当たって行政の役割には、

- 1) 文化芸術活動が活性化するよう制度、環境や条件を整備すること。
- 2) 文化芸術活動の担い手に資金や場、情報等を提供するなどの支援を行うこと。
- 3) 文化芸術のプロデュース機能を果たすこと。

などがありますが、それらの基礎に、自治事務としての文化行政の基盤として、(仮称)広陵町文化芸術推進条例を制定し、文化芸術推進基本計画の位置付けを明確にする必要があります。また、施策の進行管理を担う(仮称)広陵町文化芸術推進会議を設置するなど、総合的・長期的視野に立った自治事務として推進していく必要があります。また、社会教育施設である中央公民館、図書館に関しては、町民も参加する広陵町公民館運営審議会(既設置)の活性化を図るとともに、図書館法(昭和25年法律第118号)に基づく図書館協議会を設置し、幅広く町民等の意見を聞きながら運営を進めていく必要があります。文化芸術推進及び生涯学習については、広陵町自治基本条例にも明確な記述があります(第6章 第19条、20条)。

なお、本計画は、文化芸術基本法第7条の2にある「地方文化芸術推進基本計画」に相当します。また、上記「(仮称)広陵町文化芸術推進会議」は、同法第37条の、「条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」に準拠するものです。

また、町が実施するさまざまな事業に、広く文化芸術の視点を採り入れるようにします。

【参考】文化芸術基本法(平成13年法律第148号)

(地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市(中略)町村の教育委員会(中略)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(中略)にあつては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

(略)

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

【具体的事業】

- ・文化芸術活動が活性化するよう環境や条件を整備します。
- ・(仮称)広陵町文化芸術推進条例の制定を検討します。
- ・上記条例に基づき、(仮称)広陵町文化芸術推進会議を設置します。
- ・広陵町公民館条例第5条及び社会教育法第29条の規定により置かれた広陵町公民館運営審議会を活性化します。
- ・図書館法第14条第1項に基づく図書館協議会を設置し、多様なニーズを把握するとともに、ユネスコ公共図書館宣言(1994年)、図書館の自由に関する宣言(1954年採択、1979年改訂)等に基づく運営を図ります。

民	協	町	時
		◎	中
	○	◎	短
	○	◎	中
△		◎	短
△		◎	短

<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の担い手に資金や場、情報等を提供するなどの支援を行います。 ・文化芸術のプロデュース機能を担う団体等を支援します。 ・町が実施するさまざまな事業に、広く文化芸術の視点を取り入れます。 		◎	中
		◎	中
		◎	中

【文化芸術が育つしくみに係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
町民(団体)がプロデュースした文化芸術イベント数	2	5	10
文化芸術を推進するネットワークへの参加団体数	58	65	70

(6) 文化芸術による社会的課題解決への取り組み（社会包摂）の推進

(基本方向)

社会的に孤立していたり、他者とのコミュニケーションに困難を抱えている人たちの持つ課題に対して、文化芸術の持つ表現力、共感力、想像力、コミュニケーション力などの機能を活かし、社会包摂を進めていきます。

また、地域社会で合意形成を図る際にも、対立を和らげ相互理解を促進するために文化芸術が人びとを近づけ共通する舞台を提供している事例もあります。文化芸術を一つのツールとして壁をブレイクスルーすることも試みていきたいと考えます。

インターネット媒体をはじめ、コミュニケーション手段が豊富にある反面、地域コミュニティをはじめ、コミュニケーションが取りにくくなっている状況があります。このような中で、文化芸術は、人と人をつなげてコミュニティを形成し、新たな居場所やコミュニケーションの場となることが期待されます。

これまで表現することのできなかつた人の表現の場、共感や創造力を高めるための場や機会作りをすすめ、社会包摂機能としての文化芸術の取り組みを推進します。

【具体的事業】

	民	協	町	時
<ul style="list-style-type: none"> ・困難を抱える人等のニーズを把握し、適切な対応がはかれるよう調査・政策立案・提案を行える人材を育成します。 		◎	◎	中
<ul style="list-style-type: none"> ・孤立する子ども・若者を巻き込むアートワークショップを開催し、居場所づくり、コミュニケーション能力の開発、多様な表現による自己アイデンティティの確立などを試みます。 		◎	◎	中
<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の教室や講座において、要求課題だけでなく社会的な必要課題にも積極的に取り組み、課題解決力を高めます。 	○		◎	中
<ul style="list-style-type: none"> ・広陵町が直面するまちづくり課題において、文化芸術のスキルを活かした参加型イベントやワークショップ実施を検討します。 		◎	◎	長

【文化芸術による社会的課題解決への取り組みに係る成果指標】

成果指標	現在(2022年)	2027年	2032年
孤立する子ども・若者に対するアートアクション数	1	4	6
まちづくり課題におけるアートを活用したアクション事例数	1	4	6

【参考】 文化芸術推進基本計画（第Ⅰ期）

平成30年3月6日に閣議決定された、『文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる—(第1期)』の目標3に、「心豊かで多様性のある社会あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。」が掲げられ、「文化芸術による社会包摂の意義」として、「文化芸術基本法では、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とともに、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術の機会を享受することが基本理念としてうたわれている。また、文化芸術は、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能を有している。こうしたことから、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。同時に、我が国の文化芸術そのものの多様性と豊かさを維持し、継承、発展及び創造するため、各地域の歴史や信仰等に根ざした文化や、特色ある地域文化等、地域の特性に応じた文化芸術振興を図ることが求められている。」とあります。

このように、文化芸術活動の社会的包摂機能について、前面に押し出しています。さらに、「子供から高齢者まで、障害者や在留外国人など」が文化芸術活動に参加し、成果を享受できることが示されています。これらを言い換えれば、社会的課題について、文化芸術の面から解決への取組が可能であり、試みられる必要があることを意味していると考えられます。文化芸術が社会的役割を担い社会に働きかけることを行って行く必要があります。

2 文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

広陵町の文化芸術推進のために、優先的に取り組む事業を次のとおり重点項目として掲げ、町民・団体、事業者、行政の三者がそれぞれ主体となって協働して取り組むよう努めます。

文化芸術推進に当たって重点的に取り組む項目

- ① 次世代を担う子どもたちが優れた文化芸術に触れ、感受性や創造力及び人間力を育くむことができるようにする。
- ② 小中学校における文化芸術活動（鑑賞、体験、創造）に対する支援を行う。
- ③ 町民及び町職員が生涯学習の理念を学ぶことができる機会を設ける。
- ④ 公民館がだれもが利用する地域のプラットフォームとなるようみんなで考える。
- ⑤ 公民館、学校、福祉施設、アーティスト・文化芸術団体等をつないだり、文化芸術を通じた社会的課題について問題提起したりする文化コーディネーターを育成するとともに、活躍できる環境を整える。
- ⑥ （仮称）広陵町文化芸術推進条例の制定を検討する。

第6章 基本計画の推進体制と進行管理

1 基本計画の推進体制について

本計画の推進に当たり、町民・文化芸術活動団体、事業者、行政が「協働」の理念のもと、それぞれの役割を認識しつつ、持てる力を活かし、互いに連携・協力しあい、その実現に向けてともに努力していくこととします。

特に、中央公民館は、生涯学習の理念に基づき事業展開を図るとともに、町民の参加するサークル・団体に対して理念を啓発するとともに、さまざまな支援を行うことが求められます。また、町行政は、計画の実現を通して町民の主体的・自主的な活動が促進されるように環境の整備に努める必要があります。

町民は、文化芸術の主体として、本計画に掲げた理念を活かし、主体的・自主的な文化芸術活動を展開し、多くの町民とともに心の豊かさを実現していくことが期待されます。このため、団体や個人の横のネットワークを形成し、相互の連携・協働を図って行く必要があります。

将来的には、(仮称)広陵町文化芸術推進条例等を制定し、広陵町の文化芸術の基盤を確かなものにするるとともに、その条例に基づく(仮称)文化芸術推進審議会を設置し推進を図ることが望まれます。

2 基本計画の進行管理について

文化芸術に係る基本計画は、実現されなければなりません。そのため、計画の進行管理を行う第三者機関があることが望ましく、本来は上記の(仮称)文化芸術振興審議会が担うのが望まれますが、当面は社会教育委員、公民館審議会、図書館協議会等がその任に当たることも考えられます。いずれの場合においても、町民の参加・参画が必要です。

今後、文化芸術推進政策の評価の仕組みを検討・確立し、進捗状況を検証しながら、必要に応じ事業の改善や計画の見直しを柔軟に行うものとします。特に、事業レベルでは、上述の第三者機関と協議の上、具体的施策を通して社会的課題解決への取組が広がり、子どもたちや若者の文化芸術を活用した育ちが支えられ、誰もが自分らしい文化を誇りとするところができることをめざして、変更、廃止、追加等を随時行っていく必要があります。